



# きめたの **だんだん** だより



2021.12.1号

【発行】 砧まちづくりセンター 砧あんしんすこやかセンター  
社会福祉協議会砧地区事務局

## 世田谷区認知症とともに生きる希望条例とは？

おとなでも、こどもでも、誰もが無関係でないのが、認知症です。  
ひとりひとりが、希望を持って自分らしく生き、安心して認知症になれるまちを  
区民みんなで一緒につくっていくために、世田谷区はこの条例をつくりました。

★ 認知症についての考え方を換えよう！ ★

令和2年  
10月1日施行

### 古い考え方

- ・他人ごと、自分に関係ない
- ・わからない、できない
- ・地域のなかで暮らせない  
隠す、地域から遠ざかる
- ・あきらめ、ぼんやり、**絶望的**



### 新しい考え方

- ・自分ごと、自分も関係ある
- ・わかる、できることがある
- ・地域のなかで暮らしつづける  
オープンにする、地域でともに
- ・あきらめず、楽しく、**希望を**



認知症になっても、希望をもって社会の一員として暮らすことができるよう、基本となる考え方を共有し、みんながともに生きることができるまちをつくっていきましょう。

## きめた福祉の相談窓口

### 砧まちづくりセンター

電話：03-3417-3405  
FAX：03-5494-7016

### 砧あんしんすこやかセンター

電話：03-3416-3217  
FAX：03-3416-3250

### 社会福祉協議会砧地区事務局

電話：080-9418-7736  
FAX：03-4330-1226

〒157-0073

世田谷区砧5-8-18



世田谷区社会福祉協議会  
ココロン

